

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000035号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000040号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成13年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成13年4月1日にA社から同社のグループ会社であるB社へ異動となったが、厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が同年3月31日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、平成13年4月1日をA社の資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、A社の回答及び同社の総務人事部担当者の陳述から判断すると、請求者は、A社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し(平成13年4月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成13年2月の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成13年

3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。